

納付方法は二種類

介護保険料の納め方には、年金から天引きされる「特別徴収」と納付書や口座振替で直接納付する「普通徴収」の二種類があります。

老齢・退職年金を年額十八万円以上受給している方は、原則として特別徴収となり、各年金支払い月（年六回）に年金から天引きされます。

年金額が十八万円未満の場合や老齢福祉年金や遺族年金、障害基礎年金を受給している方は普通徴収となり、納付書や口座振替で納めていただきます。

納期内納付で安心

介護保険料は納期限から二十日を過ぎると督促手数料が発生します。ご注意ください。

督促状は納期限から十五日を

便利な口座振替をご利用下さい

口座振替は次の金融機関でご利用できます。納付書と通帳、印鑑をお持ちになって、金融機関窓口にお申し出ください。

- 岩手銀行
- 東北銀行
- 北日本銀行
- みちのく銀行
- 盛岡信用金庫
- 岩手労働金庫
- いわてくじ農協
- 岩手県信漁連
- 郵便局

過ぎた頃に発行していますので、納め忘れていた方は早めの納入をお願いします。

納付書が見当たらないかたたり紛失したときは再発行ができませんので、お近くの役所（役場）の介護保険担当課か久慈広域連合までお申し出ください。

また、介護保険料に関する疑問や質問については久慈広域連合（☎〇一九四―六一―三三五五）にお問い合わせください。

図3 普通徴収の介護保険料の納期限

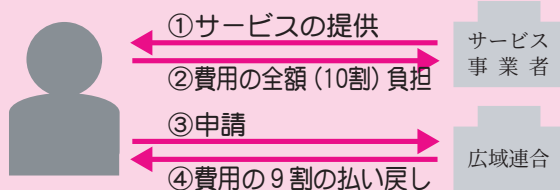
第 1 期	7 月 31 日
第 2 期	9 月 2 日
第 3 期	9 月 30 日
第 4 期	10 月 31 日
第 5 期	12 月 2 日
第 6 期	12 月 25 日
第 7 期	1 月 31 日
第 8 期	2 月 28 日

介護保険料を納めないと...

介護保険料を滞納すると、その期間によって介護サービスの利用料が引き上げられたり支払い方法が変わったりします。

いま介護サービスを利用している人は
たちまち困ります

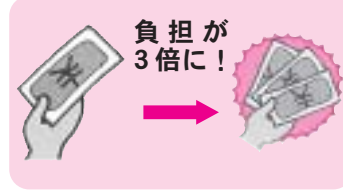
- ◎ 1年以上滞納すると、介護サービスにかかった費用をいったん全額支払うことになり、介護保険で給付されるサービスにかかった費用の9割分は広域連合に申請することにより、利用者に支払われます。



- ◎ 1年6ヵ月以上滞納すると、介護保険で給付されるサービスにかかった費用の9割分が、広域連合に申請しても支給されなくなります。これを保険給付の一時差止といいます。

いま介護サービスを利用していない人も
必ず困ることになります

- ◎ 2年以上滞納が続くと、介護サービスを利用するときの利用料（自己負担分）が、通常の1割から3割に引き上げられます。この期間を減額期間といいます。未納期間が長いほど減額期間も長くなります。
- ◎ 高額サービス費※の支給が受けられなくなります。
- ◎ さかのぼって納めることもできません。



※ 利用料が一定の額を超えると、超えた分の額をお返しすることがあります。これを高額サービス費の支給といいます。